



上水道の基本料金（令和6年1～3月請求分＝3か月分）を減免します

～物価高騰の影響を受けている市民及び市内事業者の支援～

宇和島市では、物価高騰の影響を受けている本市水道使用者を支援することを目的として、上水道の「基本料金」を令和6年1月から3月請求分までの「3か月分」について減免することといたしましたのでお知らせいたします。

【事業概要】

- (1) 対象 : 上水道（下水道は対象外）
- (2) 用途 : 全用途（家庭用、業務用、工業用及び浴場用）
- (3) 期間 : 3か月分（令和6年1月～令和6年3月請求分 ※超過料金部分は対象外）
- (4) 減免 : ①家庭用・基本料金 1,573 円（税込み）× 3か月分 = 4,719 円
 ②業務用・基本料金 2,750 円（税込み）× 3か月分 = 8,250 円
 ③工業用・基本料金 51,700 円（税込み）× 3か月分 = 155,100 円
 ④浴場用・基本料金 16,060 円（税込み）× 3か月分 = 48,180 円
- (5) 手続 : **減免に係る手続きは不要（基本料金は自動的に減免。超過料金部分のみを請求。）**
- (6) 予算 : 約1億8,600万円<全用途の合計月額 約6,200万円×3か月分>
- (7) 財源 : 重点支援地方交付金
- (8) 件数 : 家庭用約32,700件、業務用約2,900件、工業用48件、浴場用1件（1月あたり）

【減額の対象となる上水道使用期間及び請求月】

上水道料金の減免は、令和5年11月から令和6年1月までに使用した3か月分の基本料金が対象となり、令和6年1月から3月までに毎月請求する水道料金から減免します。

検針月 (請求月)	令和5年 11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
奇数月 の検針 地区			1月請求分の基本料金を減免。 2月納入期限分から差し引きます。	2月請求分の基本料金を減免。 3月納入期限分から差し引きます。	3月請求分の基本料金を減免。 4月納入期限分から差し引きます。
	11月使用分 (1月請求分)	12月使用分 (2月請求分)	1月使用分 (3月請求分)		
偶数月 の検針 地区			1月請求分の基本料金を減免。 2月納入期限分から差し引きます。	2月請求分の基本料金を減免。 3月納入期限分から差し引きます。	3月請求分の基本料金を減免。 4月納入期限分から差し引きます。
	11月使用分 (1月請求分)	12月使用分 (2月請求分)	1月使用分 (3月請求分)		

—————: 減免対象期間 - - - - -: 減免対象外期間 ●: 検針月 ○: 請求月

※宇和島市水道事業では、「隔月（2か月に1回）検針、毎月請求」を行っています。

【本件に関するお問い合わせ】

宇和島市水道局 お客さまセンター 電話 (0895) 22-5265